

平成 26 年度 JEES 日本語教育普及奨学金(日能)

募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、奨学金事業の充実のため、民間企業や個人の方々のご寄付等を基金として、その果実等を奨学金の運用に供しており、「平成 26 年度 JEES 日本語教育普及奨学金(日能)」の奨学生を下記により募集する。

記

1. 目的

本奨学金は、国外における日本語教育普及を図るため、外国人日本語指導者の養成に資することを目的とする。このため、本協会主催の日本国内で実施する日本語能力試験(日能)で優秀な成績を修め、日本の大学(大学院を含む)において、日本語指導者養成に密接な分野(日本語学、日本文学等)を専攻する私費外国人留学生に対し、奨学金を支給する。

2. 応募資格

次の各号のすべてに該当する者。

- (1) 平成 25 年 7 月(第 1 回)または 12 月(第 2 回)に日本国内で実施した日本語能力試験 N1 を受験し、170 点以上(中国語・韓国語以外を母語とする者は 135 点以上)の成績を修めた者
- (2) 平成 26 年 4 月現在において、日本の大学(大学院を含む。以下「大学」という。)で日本語指導者養成に密接な分野(日本語学、日本文学等)を専攻し、正規生として在籍する私費外国人留学生
- (3) 他から受けている奨学金等受給月額が 60,000 円以下である者

3. 募集人数

23 名程度

4. 奨学金月額

50,000 円

5. 支給期間

平成 26 年 4 月より最長 2 年間(ただし、応募時に在籍する大学における在籍期間中に限る)。

6. 推薦方法

- (1) 奨学金に応募する者(以下「応募者」という。)は、願書(別紙様式 1)に、2013 年度第 1 回または第 2 回日本語能力試験合否結果通知書(写し)または成績証明書(写し)を添えて、在籍する大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、2 に掲げる応募資格に該当する応募者について取りまとめの上、推薦書(別紙様式 2)を、理事長に提出するものとする。

7. 推薦書類

- (1) 願書(別紙様式 1)
日本語で記載されたものに限る。
1 通
- (2) 応募者の写真
最近 6 ヶ月以内に撮影したもの。4.0 cm × 3.0 cm、上半身、脱帽、
願書の所定欄に貼付すること。
1 葉
- (3) 2013 年度第 1 回または第 2 回日本語能力試験合否結果通知書(写し)
無い場合、成績証明書(写し)でも良い。
受験地が日本国内であることを必ず確認すること。
1 通
- (4) 推薦書(別紙様式 2)
同一大学内で複数の応募者がいる場合、1 通にとりまとめて提出すること。
1 通

8. 推薦締切日

平成 26 年 5 月 20 日(火)まで(必着)とする。なお、提出書類は一切返却しない。

9. 選考及び結果の通知

理事長は、6の(2)により推薦された者について、本協会に設置する選考委員会に諮り受給者を決定し、平成 26 年 6 月中に、大学を通じて通知する。

10. 支給方法等

別に定める方法により、在籍大学を通じて支給する。

11. 奨学金給付の停止または終了

- (1) 大学を長期欠席した場合は、奨学金を支給しない。
- (2) 受給者が、次の①から③のいずれかに該当した場合には、奨学金の支給を打ち切る。
 - ① 大学を休学または留年した場合
 - ② この要項の定める事項に該当しなくなった場合
 - ③ その他受給者として相応しくないと判断された場合
- (3) 推薦書類の記載事項に虚偽が発見された場合は、受給決定を取り消す。

12. 奨学金受給者の義務

- (1) 受給者は、原則として、奨学金の返還義務を伴わない。
- (2) 受給者は、奨学金支給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、所定の様式により、理事長に提出しなければならない。

13. 個人情報の取扱について

収集した個人情報は、この奨学金の募集、選考等のために使用し、その他の目的には使用しない。

14. 大学からの書類の提出・問合せ先

公益財団法人 日本国際教育支援協会 国際交流課 奨学係
〒153-8503 東京都目黒区駒場 4-5-29
TEL : 03-5454-5274 E-mail : ix@jees.or.jp

以 上